

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「福祉に・ずっと・まっすぐ」のスローガンのもと、介護事業者の使命と業界大手としての社会的責任を認識し、コンプライアンス、リスクマネジメントの推進、継続的に健全な運営を確保することをコーポレートガバナンスの基本と考えております。

取締役会は重要な業務執行その他法定の事項を含む経営の重要事項について審議し、事業リスクを評価、検討した上で決定するとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行っております。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針・計画、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

第三者の客観的な視点を反映させ、監査役監査、内部監査、そして監査法人による監査の適正を図っております。さらに、業務・財務・コンプライアンスにおける内部統制の充実・有効性を継続的に検証しながら、株主・投資家をはじめお客様・社会・従業員に対する責任を果たし、魅力ある企業となるように努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社津久井企画	9,128,000	25.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,081,800	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,681,400	4.64
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,170,100	3.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,149,100	3.17
株式会社横浜銀行	1,013,600	2.79
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,002,100	2.76
ツクイ従業員持株会	832,943	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	720,000	1.98
三井住友海上火災保険株式会社	600,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情**

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮 直仁	公認会計士				○				○	
山崎 泰彦	学者								○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮 直仁	○	宮直仁氏は、過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いており、一時期、当社の会計監査業務を担当していましたが、同監査法人を退所されてから2014年7月で6年1か月を経過しております。同監査法人を退職後、宮直仁公認会計士事務所を開設するとともに、双葉監査法人会長・代表社員として現在に至っております。宮直仁公認会計士事務所ならびに双葉監査法人と当社との間には資本的関係および取引関係はありません。	公認会計士として独立した立場から、当社の経営に対し、その豊富な専門知識・経験等を反映いただけるものと考え、社外取締役として適任であると判断して招聘いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定したものであります。
山崎 泰彦	○	山崎泰彦氏は、財団法人日本医療機能評価機構評議員、横浜市介護保険運営協議会委員・会長、横浜市国民健康保険運営協議会委員・会長、神奈川県立保健福祉大学名誉教授等を兼務されておりますが、これら重要な兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	年金・医療・福祉の専門的知見を有しており、また社会保障審議会委員などでの活動を通じて多くの経験と見識を有していることから、当社の経営に対し、その豊富な専門知識・経験等を反映していただけるものと考え、社外取締役として適任であると判断して招聘いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定したものであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、事業年度初めに双方が監査方針・重点監査項目・監査計画の説明を行っております。中間および期末決算時には、会計監査人より報告書にて詳しく報告を受け、意見交換会で当社の会計上の課題等について随時把握し、監査の効率性・有効性を常に検証しながら、適正な会計監査に努めております。

また、監査役は、代表取締役直轄組織の内部統制室と緊密な連携を保ち、定期的に質疑応答、意見具申を実施し、監査の有効性を検証しております。内部監査の結果は、監査役に速やかに詳細な報告がなされ、さらに、監査役・内部統制室・会計監査人の三者の意見交換会も年2回実施し、内部統制機能の充実が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
久世 善雄	他の会社の出身者									○
小泉 正明	公認会計士				○					○
鳥養 雅夫	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の子会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
久世 善雄	○	久世善雄氏は、過去において藤沢市の助役として勤務しており、その後、公益財団法人藤沢市保健医療財団副理事長の職にありました。藤沢市と当社との取引金額が当社売上高に占める割合は0.1%未満であり、藤沢市および公益財団法人藤沢市保健医療財団と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	自治体において介護保険制度関連部門に長く勤務し、介護保険行政に精通しております。この経験を生かし、専門的見地から監査役として役割を果たしていただけたと考え、社外監査役として適任であると判断して招聘いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定したものであります。
小泉 正明	○	過去に、当社の会計監査人である有限責任 公認会計士に籍を置いておりましたが、当社の会計監査業務には関わっておらず、また同監査法人を退所されてから2014年7月で10年9か月を経過しております。同監査法人を退職後、小泉公認会計士事務所を開設するとともに、双葉監査法人代表社員として現在に至っております。小泉公認会計士事務所ならびに双葉監査法人と当社との間には資本的関係および取引関係はありません。	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を当社の監査に反映していただけたと考え、社外監査役として適任であると判断して招聘いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定したものであります。
		鳥養雅夫氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所パートナーおよび鳥居薬品株式会社社外取締役を兼務しておりますが、各社と	弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門性の高さから、当社の経営に対し、豊富な専門知識を反映していただけたと考え、社外監査役として適任であると判断して招聘いたしました。

鳥養 雅夫	○	当社との間には人的関係、資本的關係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができるかと判断し、独立役員に指定したものであります。
-------	---	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
---	----

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

### 該当項目に関する補足説明

2002年8月29日開催の株主総会および取締役会決議により、インセンティブ付与のためのストックオプション制度を導入してはいましたが、2007年9月28日をもって行使期間は終了しております。現時点は、会社業績に基づく役員報酬による評価を基本としており、取締役のみを対象としたインセンティブ付与は実施していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 役員報酬の決定方針  
 当社は、役員報酬額の決定方針を定めており、その内容は次の通りであります。
- 業績向上意欲を保持し、優秀な人材の確保が可能な水準であること。
  - 経営環境の変化を考慮し、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
  - 報酬の総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給すること。
- (2) その他  
 当社は、2004年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、社内掲示板や社内規程などを閲覧可能な体制になっており、円滑に情報伝達が行われております。取締役会の開催に際しては、実質的な議論を増やすために、社外取締役および社外監査役へ議案の事前説明・資料の事前配布を行っております。また、社外監査役を含めた監査役の職務をサポートするため監査役スタッフ2名(兼務)による監査役会事務局を設置しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 業務執行の機能
- (a) 取締役会  
 取締役会は8名(社内取締役6名・社外取締役2名/男性6名・女性2名)で構成されており、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、迅速に意思決定を行っております。部門別に策定した予算を管理し、採算の徹底的な管理を図り、取締役の職務の効率性の確保に努めております。取締役の任期を1年とすることで事業年度毎に経営成果の評価が行われ、株主総会の取締役会に対する監督機能を維持しております。
- (b) 執行役員会  
 当社では、業務執行の責任と範囲を明確にする執行役員制度により、業務執行の確立と迅速化を図るとともに、定時執行役員会および必要に応じて開催する臨時執行役員会で個別経営課題を実務的な観点から協議し、迅速な業務執行を推進しております。
- (c) デイサービス推進本部  
 統轄担当のもと、複数の推進本部を置き、各推進本部の下に複数のブロック圏を設け、各ブロック圏本部長に権限委譲を行うことにより、各地域

の実態に合わせた意思決定の迅速化に努めております。また、各ブロックに複数のエリア責任者を配置し、推進本部単位、ブロック圏単位で専門テーマに関する情報交換や、個別の運営課題に関して協議し、顧客重視のサービスに努めるとともに、営業促進に取り組んでおります。さらに施設開発に関しては、デイサービス開発本部を設置して、綿密なマーケティングリサーチのもと、施設の開発に取り組んでおります。

(d) 在宅介護推進本部

統轄担当のもと、推進本部を置き、複数のブロック圏およびグループホーム本部を設け、各ブロック圏本部長およびグループホーム本部長に権限委譲を行うことにより、各地域の実態に合わせた意思決定の迅速化に努めております。また、各ブロック圏を必要に応じて複数のエリアに分け、責任者を配置し、専門テーマに関する情報交換や、個別の運営課題に関して協議し、顧客重視のサービスに努めております。

また、高齢者住宅開発本部を設置し、綿密なマーケティングリサーチのもと、施設の開発に取り組んでおります。

(e) 有料老人ホーム推進本部

統轄担当のもと、推進本部を置き、地域別の本部を設け、各有料老人ホームの運営を指導しております。

また、高齢者住宅開発本部を設け、営業部および開発部を設置しております。営業部においては、入居促進の企画、フードサービスの企画、コールセンターの運営、基準に沿った運営の管理を行っております。開発部においては、綿密なマーケティングリサーチのもと、有料老人ホームの開発に取り組んでおります。

(f) サービス付き高齢者向け住宅推進本部

統轄担当のもと、推進本部を設け、新規事業としての企画・立案を行っております。

また、高齢者住宅開発本部を設置し、綿密なマーケティングリサーチのもと、サービス付き高齢者向け住宅の開発に取り組んでおります。

(g) 人材開発推進本部

全国の支店を人材開発推進本部長が統轄し、複数の本部に分け支店を指揮・監督しております。また各本部長に権限委譲を行うことにより、意思決定の迅速化に努めております。

(h) 管理推進本部

財務部、経営企画部、業務支援部、業務情報企画部、総務部、事故防止対策部および管財・購買部の各部を統轄しております。

(i) 人事・教育推進本部

人事部、給与部、および教育研修部の各部を統轄しております。

(j) 各推進本部の連携

月1回の部長会議により、各部署の業務執行の確立および業務進捗の確認・検証を行っております。また、全役員、各部門の責任者が出席する本部長会議も3ヵ月ごとに開催し、会社の経営方針の伝達、業務執行報告ならびに全社横断的な課題について協議しております。

(2) 監査・監督機能

(a) 監査役会

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を厳正に監視・検証しております。また、内部統制室および会計監査人と連携して事業所の往査にも同行しております。監査上の重要課題等について代表取締役との意見交換会も2ヵ月に1度開催し、公正な意見陳述を行っております。監査役相互の情報共有を行い、効率的な監査を実施し、コーポレート・ガバナンスを維持・強化するため監査役会を設置しております。

(b) 内部統制室

代表取締役の直轄組織として設置し、専門知識を有するスタッフを配置しております。内部監査担当(提出日現在9名)は、年度計画に基づき法令を遵守した適正な業務執行状況の監査を行っております。内部監査の結果は代表取締役、取締役、執行役員および監査役に速やかに報告し、チェック機能を果たすのみならず、業務改善課題の提言を行っております。また、内部統制担当は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)ならびに財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を確認し、有効性を評価しております。内部統制評価の結果は、代表取締役、取締役および監査役に報告しております。業務管理担当は関連法令に規定される業務管理体制の整備状況を確認する他、全国都道府県の実地指導等の一元管理を行い、各推進本部と連携し適正な運営のサポートを行っております。

(c) 会計監査人

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に関わる補助者の構成は以下の通りです。

監査法人: 有限責任 あずさ監査法人

業務を執行した公認会計士名: 指定有限責任社員 業務執行社員 森居 達郎

指定有限責任社員 業務執行社員 川口 靖仁

監査業務に関わる主な補助者の構成: 公認会計士5名、その他7名

(注) 1. その他は、公認会計士試験合格者およびシステム監査担当者であります。

2. 当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図ることによって、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第46期定時株主総会の招集通知の発送につきましては、法定期日より4日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月開催の定時株主総会より、パソコンから電磁的方法による行使が可能な株主名簿管理人の議決権行使サイトを利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2014年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJの機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	(1) 株主総会において十分な説明を行うことを旨とし、株主の皆様によりご理解を深めていただくため、映像とナレーションによる事業報告を行っております。 (2) すべての株主の皆様が適切に議決権を行使できる環境を整備するため、株主名簿管理人の議決権行使サイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。 (3) 議決権行使に当たって判断材料となる情報量の充実を図ることを旨とし、図表などを取り入れ読みやすくした招集ご通知を、発送の7日前(株主総会の3週間前)に当社ウェブサイトに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2～3回説明会を実施し、事業展開・今後の対処すべき課題等を報告しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施し、事業展開・今後の対処すべき課題等を報告しております。説明会資料はHPIにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務情報や説明会資料、トップメッセージのほか月次サービス利用状況、新規施設展開状況など、投資家が求められる情報を分かりやすく掲載しており、常時閲覧可能となっております。http://www.tsukui.net	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当を配置しており、株主の皆様に適時・適切な情報開示に努め、アナリストやファンドマネージャーなど機関投資家に対しても積極的に情報開示を行っております。	
その他	(1) 海外投資家向けIR 証券会社が主催する海外の機関投資家向け内外カンファレンスにも積極的に参加し、説明および質疑応答を行っております。 また、2014年3月には海外の投資家への個別訪問も行っております。 (2) 株主様向け経営報告会 当社の経営方針・事業計画をより深く理解して頂き、また株主の皆様から幅広いご意見を頂く機会を設けることを目的として、株主総会出席者に対して代表取締役社長および各事業責任者による経営報告会を実施しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに、諸規程を適正に管理し、全てのステークホルダーから信頼を得るよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1) クリーンアップ活動 毎週1回早朝に、全国の事業所の近隣において従業員による清掃活動を行っております。 (2) 太陽光発電システムの設置 一部のサービスセンターに太陽光発電システムを設置し、環境問題への取り組みも開始しております。 (3) 水源エコプロジェクト(ウイコップ) 2014年3月に横浜市水道局と「水源エコプロジェクト(ウイコップ)」の協定を締結いたしました。横浜市固有の水源地である、山梨県南都留郡道志村の森林を保全するため、2014年度から3

	<p>年間で3ヘクタールの水源かん養林を、横浜市水道局と協働で整備してまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>インサイダー情報管理規程・個人情報管理規程により適時適切な情報開示および管理を行う体制を整えております。</p>
<p>その他</p>	<p>(1)女性の活躍推進 事業の性格上、女性が多く、また活躍できる職場であり、会社全体での管理職に占める女性の割合は37.9%となっております。 当社では、幅広い人材が性別や年齢に関係なく、個性や能力を発揮できる企業風土作りや、能力や成果に応じた評価を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役の女性比率 25.0%</li> <li>・執行役員(※1)の女性比率 16.7%</li> <li>・管理職(※2)の女性比率 37.9%</li> <li>・常勤者(※3)の女性比率 62.1%</li> <li>・従業員(※2)の女性比率 77.5%</li> </ul> <p>(※1)取締役兼務者含む (※2)取締役・監査役除く (※3)正社員・嘱託の合計／取締役・監査役除く (※)取締役、執行役員の比率は2014年7月1日時点となります。 (※)管理職、常勤者、従業員の比率は2014年3月末日時点となります。</p> <p>(2)ワークライフバランス 従業員が仕事と家庭を両立できるよう、育児休業制度や育児のための短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休業制度など、さまざまな制度の充実を推進しています。また、出産祝金や入学祝金が『ツクイ倶楽部』(ツクイ独自の福利厚生制度)から支給されるなど、従業員の子育てや生活向上を応援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産休暇取得人数(※1) 115名</li> <li>・育児休業取得人数(※1) 109名</li> <li>・時短勤務利用者数(※1) 13名</li> <li>・平均勤続年数(常勤のみ)(※2) 女性:6.0年 男性:5.3年</li> </ul> <p>(※1)2013年4月1日～2014年3月31日期間累計 (※2)2014年3月末日時点</p> <p>(3)「なでしこ銘柄」選定 2014年3月に、女性活躍推進をテーマに経済産業省と東京証券取引所が共同で選定した2013年度「なでしこ銘柄」に選定されました。</p>



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を次の通り決議し、決議内容に基づく体制の整備を進めております。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役および従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
  - 2) 法令遵守の教育研修を実施し、法令および企業倫理遵守の意識向上を図る。
  - 3) 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が、「内部統制規程」に基づき、業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。業務管理担当は関連法令に規定される「業務管理体制の整備」に基づき、法令遵守等の業務管理体制の整備状況を確認する。
  - 4) 各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。
  - 5) 内部監査や内部統制評価および業務管理体制の整備の結果は代表取締役および監査役会に速やかに報告し、対策を講じる。
  - 6) 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役および取締役会、監査役会へ報告し対策を講じる。
  - 7) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「個人情報管理規程」に従い保存および管理を適正に実施する。
  - 2) 監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別および総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
  - 2) 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
  - 3) 財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、各部門のモニタリングを内部統制室が監査し、代表取締役および監査役会へ報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - 1) 月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、迅速に意思決定を行う。
  - 2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」および「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
  - 3) 取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会は執行役員を選定する。執行役員は、取締役会の決定に従い、忠実に業務の執行をとり行う。月1回の定時執行役員会および必要に応じて開催する臨時執行役員会により、個別経営課題を実務的な観点から協議し、遂行する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
「監査役会規則」に基づき監査役会事務局を設け、監査役の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。

- (6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項  
人事部長は、監査役の職務を補助する従業員の異動および評価については、監査役会の同意を得る。

- (7) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および従業員は、法定事項および社内規程事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。

- 1) 決定事項、事業等のリスクその他の重要事項
- 2) 当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
- 3) その他業務執行に関する重要な事項  
上記に定めのない事項でも、監査役は取締役および従業員に報告および調査を要請できる。

- (8) その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - 1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
  - 2) 監査役は、主な事業所の往査を実施する。
  - 3) 監査役は、内部統制室および会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。
  - 4) 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、2か月に1回代表取締役との意見交換を行う。
  - 5) 監査役は、法令遵守および内部通報の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、倫理規程において「反社会的勢力との関係遮断」を明記し、取締役および従業員は反社会的勢力対応規程および反社会的勢力対応マニュアルに沿って、当社の利害関係者、取引先等は、反社会的勢力との関係を持たないことを基本方針としております。

- (2) 暴力団等の反社会勢力の排除に向け、以下のような取組みを行っております。  
当社は、反社会的勢力には警察等関係機関とも連携して、これに対応するため、神奈川県企業防衛対策協議会の会員となっており、定期的な連絡会への出席や問い合わせ等を通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

本社ならびに各事業所に対して万が一、反社会的勢力からの接触もしくは不当要求がなされた場合は、総務部を対応する部署として、必要に応じて神奈川県企業防衛対策協議会、管轄の警察、顧問弁護士等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については、現状の財政状態、経営成績の推移及び株主構成等を鑑みて、現時点で具体的な対策は導入しておりませんが、重要な事項と認識し継続的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システム整備の基本的な考え方に基づいた体制を確立してまいります。

